

## 自動車リサイクル法解体業・破砕業に係る変更等の届出について

### 1 届出書提出時の注意事項

- ・変更又は廃止の届出は、当該変更又は廃止の日から30日以内に行ってください。
- ・変更届出書には、下記の必要書類を添付してください。
- ・廃止届出書には、現有許可証を添付してください。
- ・破砕業において、事業範囲を縮小する場合（破砕前処理及び破砕処理の両方を行っている者が、一方の事業を廃止した場合）は、変更届出書ではなく（一部）廃止届出書を提出していただくことになります。
- ・届出書は正本1部提出してください。届出者控えが必要な場合、別に1部御用意ください。

### 2 新許可証を交付する場合の注意事項

- ・変更により許可証の書換えが必要な場合（申請者の住所、氏名の変更等）、新許可証は現有許可証と交換しますので、新許可証交付時に現有許可証を持参してください。
- ・事業範囲を縮小（一部廃止）された場合も、許可番号の変更のために許可証の書換えが必要になり、新許可証を交付することになりますので、新許可証交付時に現有許可証を持参してください。

届 出 必 要 事 項	必 要 書 類	
氏名又は住所 (申請者が個人の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票（本籍記載有りのもの）</li> <li>・成年後見等登記事項証明書</li> </ul>	欠 格 要 件 非 該 当 誓 約 書
名称、住所又は代表者名 (申請者が法人の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款又は寄附行為 (※原本と相違ない旨を記入し、原本証明してください。)</li> <li>・法人の登記事項証明書</li> </ul>	
解体等事業所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体等事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図等）</li> </ul>	
解体業等の用に供する施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体等事業所の施設の構造を明らかにする設計計算書</li> </ul>	
使用済自動車等の積替え又は保管 をする場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体等事業所の付近の見取図</li> <li>・解体等事業所の土地・建物に係る登記事項証明書 (必要に応じて、賃貸借契約書（写）又は使用承諾書)</li> </ul>	
役員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票（本籍記載有りのもの）</li> </ul>	
相談役等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(株主等が法人である場合は当該法人の登記事項証明書)</li> </ul>	
政令使用人に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見等登記事項証明書</li> </ul>	
5%以上の株主等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記事項証明書（法人で役員変更があった場合）</li> </ul>	
法定代理人に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有する株式の数又は出資の金額を記載した書類（法人で株主等に関する事項に変更があった場合）</li> </ul>	